

松山税務署からのお知らせ

▶松山税務署での確定申告相談

期間 所得税など
2月16日(金)～3月15日(木)
贈与税 2月1日(土)～3月15日(木)
消費税・地方消費税 ～4月2日(日)
※ (土)・(日)・(祭)を除きますが2月18日(日)、
2月25日(日)は実施します。
時間 9時～16時
場所 松山税務署(松山市若草町4番地3
松山若草合同庁舎)
内容 上記「期間」に掲載の税金の申
告書類などの作成
持参品 右記「申告に必要なもの」
●松山税務署 ☎941-9121(自動音声)

▶さらに便利で使いやすいe-Tax

自宅や事務所から申告や納税ができるサービスです。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを取り込み、税務署に送信することができます。詳しくはe-Taxのホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)を確認を。

平成29年分申告から 医療費控除申告のための 添付書類が変わります

▶申告に必要なもの

「医療費控除の明細書」か「セルフメディケーション税制の明細書」

※平成29年分から31年分までの確定申告は、従来どおり領収書での申告もできます。領収書は、明細内容確認のため5年間保存してください。

※医療費控除とセルフメディケーション税除は、同時に受けられません。

▶上記の明細書が省略できる場合

健康保険組合などが発行する医療費通知(原本)を添付した場合

▶セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

下記に該当する人が、平成29年1月1日から33年12月31日までに「スイッチOTC医薬品」を購入した場合に、控除が受けられます。

●対象 ①②の全てに当てはまる人

- ①健康増進や疾病予防のため一定の取り組みをしている人
(健康診査・特定健康診査、検診、予防接種、定期健康診断など)
- ②スイッチOTC医薬品の支払額が年間12,000円を超える人(上限88,000円)

●注意事項

控除には、①を証明する書類(領収書原本か健康診断の結果通知表の写し)が必要です。①の受診などでかかった費用は控除対象外です。

●スイッチOTC医薬品とは

医師が処方する医療用医薬品から、薬局などで購入できる医薬品に転用されたものです。詳しくは、厚生労働省のホームページで確認してください(一部には当該税制の対象と示すマークが掲載)。

購入したレシートには、当該税制対象商品であることが記載されています。

平成29年分 セルフメディケーション税制の明細書

氏名 松前 太郎

1. 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

2. 特定一般用医薬品等購入額の明細

商品名	金額
〇〇製薬	2,104
△△ファーマ	37,800
合計	39,904

合計 39,904

内消費税 2,222

お持ち帰り 4,000

お釣り 778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です

領収書に控除の対象であることが記載されています。

町県民税

申告が必要な人

平成30年1月1日現在、町内に住所があり、前年中に給与か公的年金以外の収入(営業、農業、不動産、パート、一時金、個人年金などの収入)があった人(所得税などの確定申告をした人は除く)。
※申告が必要ない場合でも、追加する各種所得控除のある人は、申告をすることで町県民税が減額される場合があります。

申告に必要なもの

①印鑑(認印で可)
②税務署からの申告書かお知らせハガキ(送付されている人だけ)

- ③給与や年金の平成29年分の源泉徴収票
- ④営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書(収入、経費を必ず集計してください)
- ⑤社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- ⑥医療費控除を受ける人は、下記の書類
- ⑦還付金の受取口座番号(本人名義)が分かるもの
- ⑧申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)
- ⑨申告者の身元確認ができるもの(運転免許証など)

所得税と復興特別所得税

(以下「所得税など」)

申告が必要な人

▽給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
▽給与を2カ所以上の事業所からもらっている人
▽年金の収入金額が400万円を超える人または年金以外の所得が20万円を超える人
▽事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を

還付申告

申告の必要がない場合でも、次のような人は、申告をすると

- 売った人などで、平成29年中の所得合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- ▽平成29年中の給与収入が2千万円を超える人

源泉徴収された所得税などが還付される場合があります。

▽住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人
▽年末調整を受けていない人
▽医療費控除や寄附金控除を受ける人など
※還付申告の場合は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下でも、これを含めて申告しなければなりません。

▶次の所得の申告は税務署などで

町内の会場では申告できません。

- ・分離課税の土地建物等に係る譲渡所得
- ・分離課税の株式等に係る譲渡所得など
- ・分離課税の適用を受ける上場株式などに係る配当所得
- ・分離課税の先物取引に係る雑所得など
- ・分離課税の山林所得・退職所得
- ・亡くなった人の申告(準確定申告)

2月16日(金)～3月15日(木)

税の 確定申告

確定申告期間中は、下記の日程で申告相談を実施します。期間内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めることになるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。正しく早めに申告しましょう。不動産、株式などの譲渡所得がある人は、松山税務署で申告してください。

◆役場申告会場

日時 2月16日(金)～3月15日(木) (土)・(日)は除く
9時～11時30分、13時～16時

場所 役場2階大会議室

※ 役場正面玄関は7時30分に開きます。
※ 混雑状況によっては午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

◆各地区公民館・集会所

期間	9時～11時30分	13時～16時
2/20 (火)	—	徳丸
21 (水)	大溝	中川原
22 (木)	永田	神崎
23 (金)	横田	出作
26 (月)	東古泉	鶴吉
27 (火)	北川原	大間
28 (水)	恵久美	上高柳
3/1 (木)	塩屋	昌農内
2 (金)	南黒田	西高柳
5 (月)	新立	西古泉
6 (火)	本村	筒井
7 (水)	宗意原	北黒田

●町県民税について 税務課町民税係 ☎985-4110
所得税について 松山税務署 ☎941-9121